

災害支援ナース派遣に関する 都道府県との協定締結に ご協力ください！



- 災害支援ナースは、令和6年度より、医療法に基づく「災害・感染症医療従事者」に位置づけられました。
- 災害支援ナースの派遣については、都道府県と医療機関等とで事前に災害支援ナース派遣協定を締結した上で、都道府県が協定に基づき医療機関等に派遣を依頼し、調整を行います。また、厚生労働省が、災害支援ナースの研修や、広域派遣の場合の調整を行います。

災害支援ナースの活動

- 基本的には都道府県内の医療機関等で、当該施設の管理者の下で活動いただきます。大規模災害時には、他の都道府県において活動いただくことがあります。
- 令和6年度からは、通常の災害時に加え、新興感染症発生・まん延時にも派遣が行われます。



派遣に係る実費を、協定に基づき、派遣時は協定締結医療機関等が負担し、後日、都道府県(災害支援ナースの派遣を要請した都道府県)に対し請求いただきます。

災害支援ナース派遣協定の詳細については、都道府県の担当部署にご相談ください。